

自家用車活用事業について国土交通省が指定する、タクシーが不足する地域、時期及び時間帯並びに不足車両数について（事業者申出分）

令和6年5月31日現在  
中部運輸局

	営業区域※1	不足する曜日及び時間帯※2	不足車両数※3	係数※4
愛知県	知多交通圏	金、土 各16時台～翌5時台	17台	1.11
静岡県	静清交通圏	同上	52台	1.16
	浜松交通圏	同上	43台	1.14
	富士・富士宮交通圏	同上	23台	1.15
	沼津・三島交通圏	同上	32台	1.13
	御殿場交通圏	同上	7台	1.13
	磐田・掛川交通圏	同上	15台	1.15
	藤枝・焼津交通圏	同上	22台	1.13
岐阜県	岐阜交通圏	同上	39台	1.11
	大垣交通圏	同上	12台	1.13
	高山交通圏	同上	7台	1.13
	東濃西部交通圏	同上	9台	1.13
	美濃・可児交通圏	同上	12台	1.11
	下呂市	同上	2台	1.13
三重県	（該当なし）	同上	—	—
福井県	福井交通圏	同上	29台	1.14
	敦賀交通圏	同上	7台	1.13
	武生交通圏	同上	3台	1.13
	大野市	同上	1台	1.13
	勝山市	同上	1台	1.13

- ※1 タクシー事業者から自家用車活用事業の意向調査を実施し、実施意向がある旨の申し出があった営業所が属する営業区域。交通圏に属さない地域で自家用車活用事業を実施する場合、営業区域は市郡単位での営業区域となる。
- ※2 タクシー事業者から実施意向がある場合として国土交通省が指定したもの。
- ※3 各交通圏内の令和6年1月1日時点のタクシー車両数の5%（みなし車両数）。初回はこの5割を配分し、残りの5割は四半期ごとに1/3ずつ配分する予定（端数切り上げ）。
- ※4 自家用車活用事業に係る事前確定運賃を算出するための係数。

参考 交通圏一覧

営業区域		区	域
交 通 圏	名古屋交通圏	名古屋市、瀬戸市、津島市、尾張旭市、豊明市、日進市、愛西市、清須市、北名古屋市、弥富市、あま市、長久手市、愛知郡、西春日井郡、海部郡	
	知多交通圏	半田市、常滑市、東海市、大府市、知多市、知多郡	
	尾張北部交通圏	春日井市、犬山市、江南市、小牧市、岩倉市、丹羽郡	
	尾張西部交通圏	一宮市、稲沢市	
	西三河北部交通圏	岡崎市、豊田市、みよし市、額田郡	
	西三河南部交通圏	碧南市、刈谷市、安城市、西尾市、知立市、高浜市	
	東三河南部交通圏	豊橋市、豊川市、蒲郡市、新城市（ただし、平成17年10月1日に合併された旧南設楽郡鳳来町、作手村の区域を除く。）、田原市	
	静清交通圏	静岡市	
	浜松交通圏	浜松市（ただし、平成17年7月1日に編入された旧天竜市、旧周智郡春野町、旧磐田郡龍山村、佐久間町、水窪町の区域を除く。）、湖西市、磐田市（ただし、平成17年4月1日に合併された旧磐田郡竜洋町、豊田町の区域に限る。）、	
	富士・富士宮交通圏	富士宮市、富士市	
営 業 区 域	沼津・三島交通圏	沼津市（ただし、平成17年4月1日に編入された旧田方郡戸田村の区域を除く。）、三島市、伊豆の国市（ただし、平成17年4月1日に合併された旧田方郡伊豆長岡町、菰山町の区域に限る。）、田方郡（函南町）、駿東郡（清水町、長泉町）	
	御殿場交通圏	御殿場市、裾野市、駿東郡（小山町）	
	伊豆交通圏	沼津市（ただし、平成17年4月1日に編入された旧田方郡戸田村の区域に限る。）、熱海市、伊東市、下田市、伊豆市、伊豆の国市（ただし、平成17年4月1日に合併された旧田方郡大仁町の区域に限る。）、賀茂郡	
	磐田・掛川交通圏	浜松市（ただし、平成17年7月1日に編入された、旧周智郡春野町の区域に限る。）、磐田市（ただし、平成17年4月1日に合併された旧磐田郡竜洋町、豊田町、豊岡村の区域を除く。）、掛川市、袋井市、御前崎市（ただし、平成16年4月1日に編入された旧小笠郡浜岡町の区域に限る。）、菊川市、周智郡	
藤枝・焼津交通圏	島田市、焼津市、藤枝市、牧之原市、榛原郡、御前崎市（ただし、平成16年4月1日に編入された旧榛原郡御前崎町の区域に限る。）、		
岐阜交通圏	岐阜市、羽島市、山県市、瑞穂市、本巣市、各務原市（ただし、平成16年11月1日に編入された旧羽島郡川島町の区域に限る。）、羽島郡、本巣郡		
大垣交通圏	大垣市、海津市、養老郡、不破郡、安八郡、揖斐郡		
高山交通圏	高山市、飛騨市、大野郡		
東濃西部交通圏	多治見市、瑞浪市、土岐市		
東濃東部交通圏	中津川市、恵那市		
美濃・可児交通圏	関市（ただし、平成17年2月7日に編入された旧武儀郡洞戸村、板取村、武芸川町、武儀町、上之保村の区域を除く。）、美濃市、美濃加茂市、各務原市（ただし、平成16年11月1日に編入された旧羽島郡川島町の区域を除く。）、可児市、加茂郡（坂祝町、富加町）、可児郡		
北勢交通圏	四日市市、桑名市、鈴鹿市、亀山市、いなべ市、桑名郡、員弁郡、三重郡		

津交通圏	津市、松阪市（ただし、平成17年1月1日に編入された旧一志郡嬉野町、三雲町の区域に限る。）
伊勢・志摩交通圏	伊勢市、鳥羽市、志摩市、度会郡
松阪交通圏	松阪市（ただし、平成17年1月1日に編入された旧一志郡嬉野町、三雲町の区域を除く。）、多気郡
伊賀交通圏	名張市、伊賀市
福井交通圏	福井市、鯖江市、あわら市、坂井市、吉田郡、丹生郡越前町（ただし、平成17年2月1日に合併された旧朝日町の区域に限る。）
敦賀交通圏	敦賀市、三方郡、三方上中郡（若狭町（ただし、平成17年3月31日に合併された旧三方郡三方町の区域に限る。））
武生交通圏	越前市、今立郡、南条郡、丹生郡（越前町（ただし、平成17年2月1日に合併された旧宮崎村、越前町、織田町の区域に限る。））